

■ ご注意！ シニア世代の事故防止

日常生活で起こる事故をまとめた東京消防庁のデータ(※)によると、日常生活の事故による救急搬送人員の約5割を65歳以上の高齢者が占めています。また、事故発生場所では、住宅などの居住場所が約50%と最も多く、次は道路・交通施設（28%）となっています。

(※)<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201310/nichijoujiko/index.html>

そこで、シニア世代の身の回りで起きやすい事故と、防止するためのポイントについて、まとめました。

家の中での転倒防止

上記東京消防庁のデータでは、日常生活の事故では、「ころぶ事故」がすべての年齢層で高い割合を占めており、特に60歳くらいからは6割を超えています。

高齢になるほど、「ころぶ」ことがケガにつながりやすいので、注意が必要です。

〈事例1〉起床後にスリッパを履いて廊下を歩いていたら、スリッパが脱げてしりもちをつくように転倒し、右足の付け根を骨折した。

〈事例2〉玄関の段差につまずき転倒して、右足の付け根を骨折した。

〈事例3〉入浴しようとして足を滑らせ、浴槽の縁で右胸を強く打った。

【アドバイス】

- 高齢者の転倒事故の多くは、家の中で起きています。玄関、廊下などの段差をなくしたり、手すりや足元灯を設置するなど、転倒を防ぐ工夫をしましょう。
- ちょっとした物につまずくことも多いため、整理整頓をし、床に物を置かないことも大切です。スリッパや靴下も滑る原因となることがあります。
- 浴室など滑りやすい場所、寝起きや夜中のトイレの際は特に注意が必要です。
- 高齢者はけがをすると重症になりやすい傾向があります。日常生活でこまめに体を動かし、散歩など無理なくできる運動を心がけ、体力やバランス力の維持に努めましょう。

服に火が燃え移ってのやけど

東京消防庁によると、ガスコンロなどの火が衣類に燃え移る「着衣着火」での火災死亡者のほとんどが65歳以上です。

〈事例1〉ガスコンロの火を消そうとしたとき、肩から羽織っていたポリエステル製のカーディガンの袖に火が燃え移った。袖の火はすぐに手で消したが、いつのまにか後ろまで火が回っていて、背中をやけどした。

〈事例2〉 仏壇の電球を替えていた際に、ろうそくの火が洋服に燃え移った。自分で水をかけ火を消したが、おなかやももにやけどを負い、入院した。

〈事例3〉 石油ストーブの前で横になっていたところ、セーターの腹部が焦げていた。

【アドバイス】

- こんろに近づき過ぎない、こんろの奥に手を伸ばすときは、火を消すことが大切です。
- 調理等で火を使う際は、マフラーやストールなどは外し、袖やすそが広がっている衣類やゆったりと垂れ下がったデザインの服装は避けましょう。
- 防災性能のあるエプロンやアームカバーなどを身に着けるのも一つの方法です。
- 鍋等の底から炎がはみ出さないよう、適切な火力に調整しましょう。赤外線カメラで見ると、肉眼で見えるより、実際の炎は鍋底から大きくはみ出しています。
- 服に火がついてしまった場合は、台所のくみ置きなど身近な水で消火しましょう。慌てて走り出すと風にあおられて炎が大きくなるので注意が必要です。

飲み物と間違えて誤飲

高齢者が洗剤など食品以外のものを誤飲するケースが見られます。多くは飲料と間違えてしまうことが原因です。

〈事例1〉 認知症の母が、飲み物と思って買ってきた食器用洗剤を冷蔵庫で保管し、飲んでしまった。

〈事例2〉 茶渋を取ろうとマグカップに漂白剤を1センチほど入れて、そのまま外出した。帰宅後、そのことをすっかり忘れて、そのマグカップに牛乳を入れて飲んでしまった。

〈事例3〉 田畑の作業中にのどが渇き、ペットボトルに入れていたガソリン入りの混合油に誤って口を付けてしまった。

【アドバイス】

- 洗剤や殺虫剤、ガソリン等をペットボトルやコップなどに移し変えるのは間違いのもとです。絶対にしてはいけません。
- 家族や周囲の方も製品の使用や保管に十分注意を払いましょう。

電動車いすの事故

高齢者の移動に便利なハンドル形の電動車いすですが、操作ミスによる事故が多く発生しています。この電動車いすの事故は、死亡事故や重傷事故につながる恐れが高いことから、注意が必要です。

〈事例1〉 移動中、道路から約2メートル下の水田に転落し、死亡した。

〈事例2〉 下り坂を走行中、山の斜面に乗り上げて転倒し、頭を強く打って死亡した。

【アドバイス】

- 坂道や路肩、濡れた路面などには、注意してください。特に使い始めは、十分に練習を行ってから運転してください。
- 傾斜した路肩や砂利道など悪路走行をしないで下さい。スリップしたり、制御不能となるなど、大変危険です。
- 坂道でクラッチを切らないで下さい。スピードが加速し、ブレーキがきかなくなります。
- 走行時には、バッテリーの残量を確認し、遠出の際は100%充電状態にしてください。

〈リコール情報等〉

電動車いすの幾つかの機種で回収・修理が呼び掛けられています。電動車いすを含めて、回収・修理や注意喚起が行われている高齢者・介護用品について、消費者庁がまとめています。 … http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140910kouhyou_1.pdf

介護ベッド手すりによる事故

介護ベッド用手すりによる事故は、全国で毎年10件程度発生しており、その約半数が死亡事故となっています。新たな事故を起こさないよう、確実な対応が求められています。

〈事例〉 介護ベッドの使用者が、次の状況になり、死亡や重傷の事故に至っています。

- ① 手すり（サイドレール）とヘッドボード（頭側のついたて）の隙間に首が入り込んだ。
- ② 手すりと手すりの隙間に首が入り込んだ。
- ③ 手すり自体の隙間に頭や腕が挟まった。

【アドバイス】

- 平成21年に、安全性の向上のためにJIS規格が改正されました。介護ベッド用手すりを使用する際は、新JIS規格の製品を使用してください。新JIS規格の製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先事業者または販売業者に問い合わせましょう。
- 新JIS規格ではない手すりを使用している場合は、メーカーが配布する対応品を使用したり、クッションや毛布で隙間を塞いだりするなど必ず対策を講じましょう。
- 危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。
- 詳しくは 消費者庁…http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140815kouhyou_1.pdf

脚立や踏み台からの落下事故

先の東京消防庁のデータでは、ころぶ事故に次いで多いのが落ちる事故で、発生箇所別では、階段が最も多く、ベットの、「脚立・踏み台・足場」の順になっています。

脚立や踏み台、はしごの事故は、死亡や重傷などの重篤な被害の割合が高い一方で、誤使用や不注意な使い方によって起こる割合が高いのが特徴です。

また、この中ではしごの事故は、死亡や重傷などの割合が高く、年代が高くなるほど事故件数、死亡事故とも多くなっています。 … 詳しくは [製品評価技術基盤機構（NITE）](http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs120322set.pdf)

… <http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs120322set.pdf>

〈事例1〉 脚立を屋外で使用中に、脚立が傾き転倒して、打撲を負った。

〈事例2〉 踏み台の天板に乗って自動車の屋根を拭いていたところ、右側に転倒し、重傷を負った。

〈事例3〉 はしご兼用脚立をはしご状にし裏向きで使用したため支柱が変形し、バランスを崩して転落して、負傷した。

【アドバイス】

- はしごや脚立等の事故は、次のような場合に多く発生しています。
 - ① 作業中にバランスを崩して転落した。
 - ② 昇降時にバランスを崩して転落した。
 - ③ 不安定な場所に設置したためバランスを崩して転落した。
- はしごや脚立等は、安定した平らな場所に設置しましょう。
- 昇降時など、バランスを崩さないよう注意をしてください。また、身を乗り出して作業するのも危険です。
- はしご等は補助者に支えてもらってください。
- はしご兼用の脚立をはしご状態で使用する場合、裏面を使用しないでください。
- 脚立の天板に乗らないなど、本体表示を確認し、取扱上の注意事項を守ってください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347

☆ **Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！**

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付していません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====